

資料2

自動車保有関係手続きの現状

自動車の検査登録制度の概要

○自動車については、不動産と同様に国民の基本的財産として、その所有権を保護するため、公証(登録)制度が設けられているところ。自動車を運行の用に供するためには、登録を行うとともに、国の定める安全・環境基準に適合しているかの確認(検査)を行うことが必要。

登録の具体的なイメージ

未登録の車
(新車購入時等)



運行の要件

自動車の所有権を有していること

自動車の保管場所の確保

自動車重量税の納付

自動車損害賠償責任保険(共済)の契約締結

自動車の安全性・環境保全の基準を満たしていること

登録

登録の 主な効果と役割

- 公道が走行可能
- 所有権の保護
- 各種行政手続きの執行基盤

ナンバープレート
の取付け、封印



検査の具体的なイメージ

検査の中で確認する事項

- 車両諸元の確定
- 自動車の基準適合性の確認
 - 定期点検整備実施状況の確認
 - 保安基準適合性の審査
 - NOx、PM法の基準への適合性の確認

検査のタイミング

- 新規登録時
- 車検更新時
- 構造等の変更 等

現在の自動車検査証

番号 02387 A 平成 29年 7月 1日 東京運輸支局長 

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
品川 300 お 1234 車名	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月	普通乗車定員	乗用 乗用 乗用 最大積載量	箱型 [001]
コクド 車台番号	[999]	5人	長さ	幅	高さ
ABCDEF G-123456789 型式		444cm	172cm	149cm	760mm
DAA-ABCDE 原動機の型式	ABC-DEF	1.49kW	ガソリン	型式指定番号	類別区分番号
12345	6789				
所有者の氏名又は名称	国土交通省				
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3				[13001 0073]
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 30年 6月 30日	年	月	日	
備考	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red;">みほん</p> <p>[品川]、新規登録 自動車重量税 免税 [29年度税制]平成29年7月1日 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象車 平成32年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 以下余白</p>				

裏面もご覧下さい。

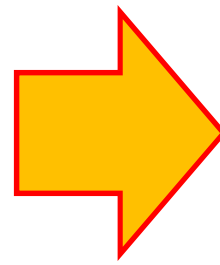
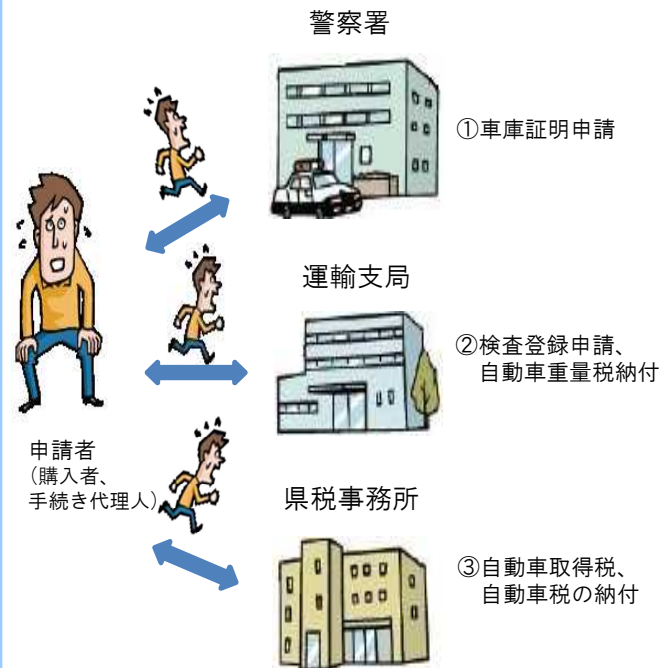


自動車保有関係手続きのワンストップサービス (OSS) の概要 国土交通省

- 自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明（警察）、自動車諸税の納税（国税・県税）を、OSSによりオンライン一括で行うことが可能。

窓口手続き

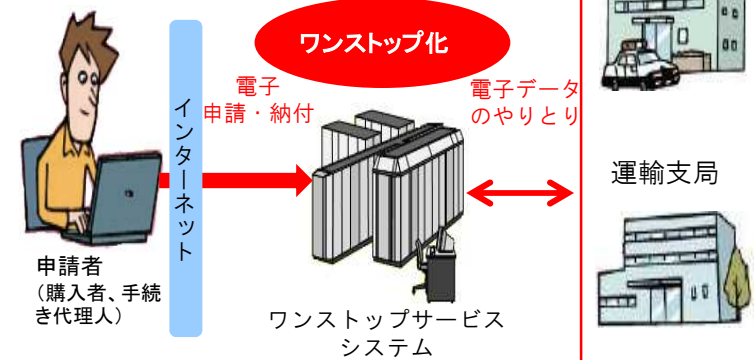
○申請・納付手続きのため、各機関を訪れる必要



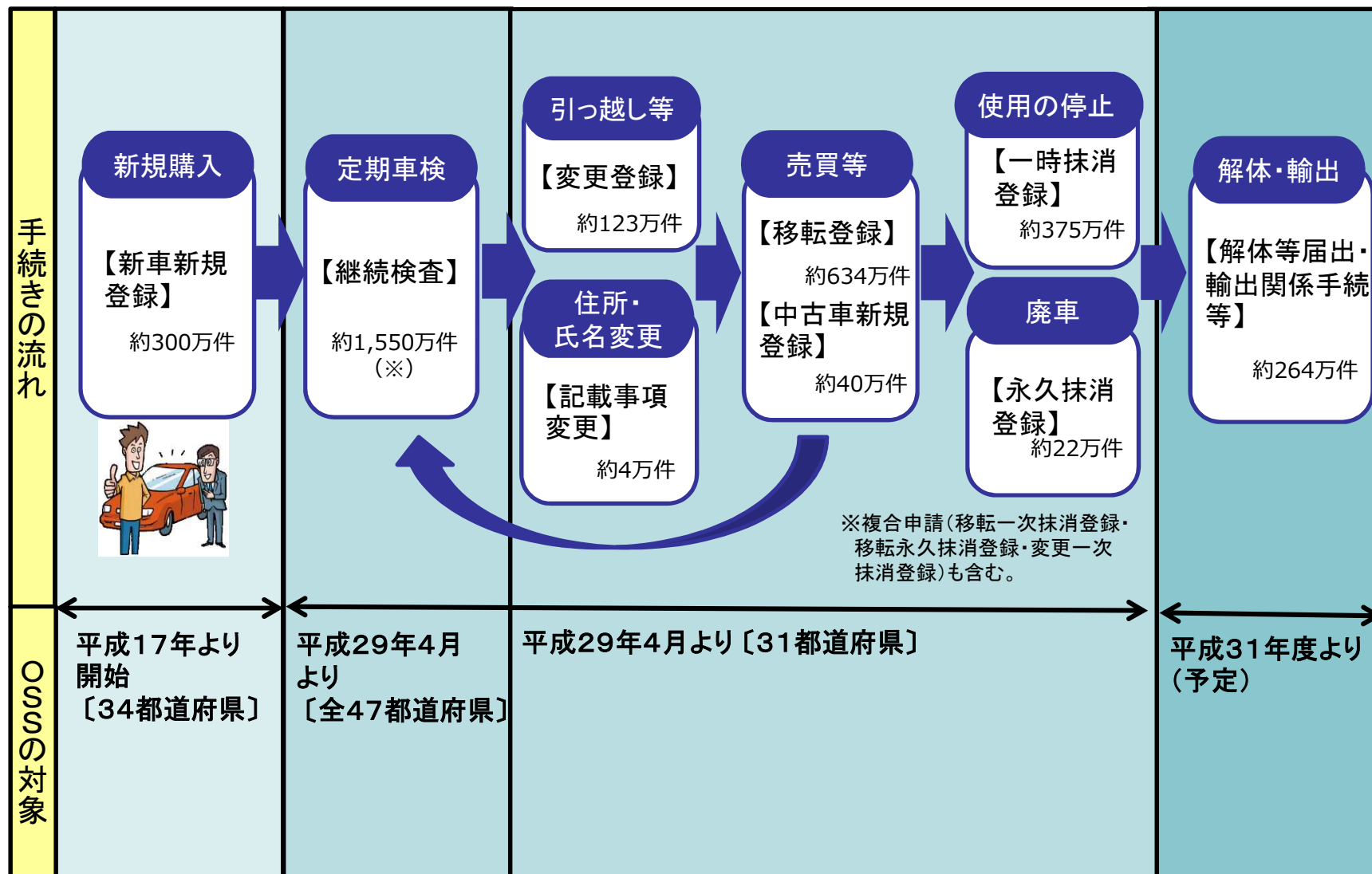
※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカー及び車検証等の受取が必要

ワンストップサービスを利用した手続き

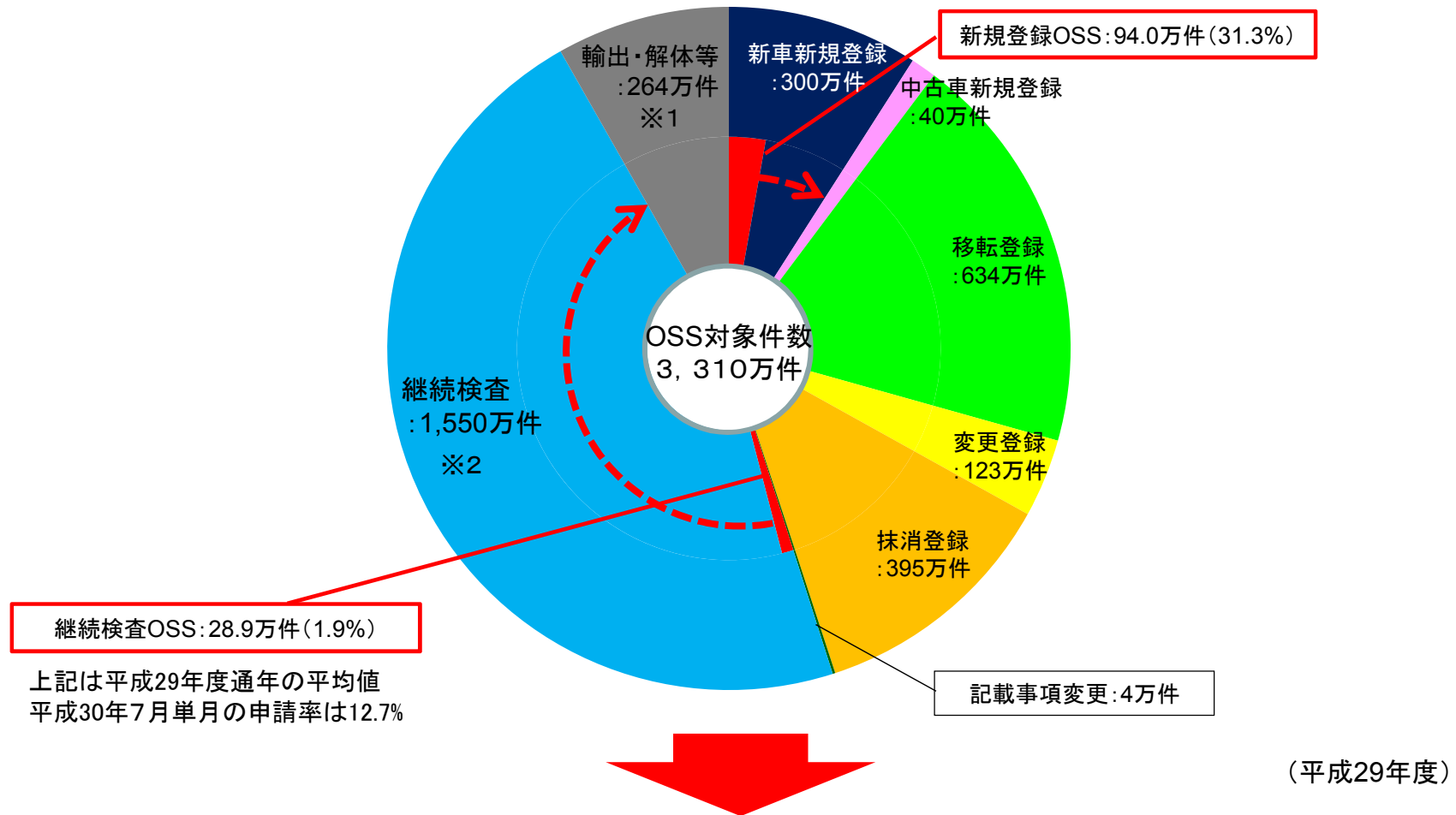
ポイント①
全ての申請・納付手続きがオンラインで一括して行うことが可能



ポイント②
いつでも、どこからでも、
24時間365日手続可能



※ 継続検査の件数: 登録自動車に係る継続検査のうち指定整備工場経由のもの



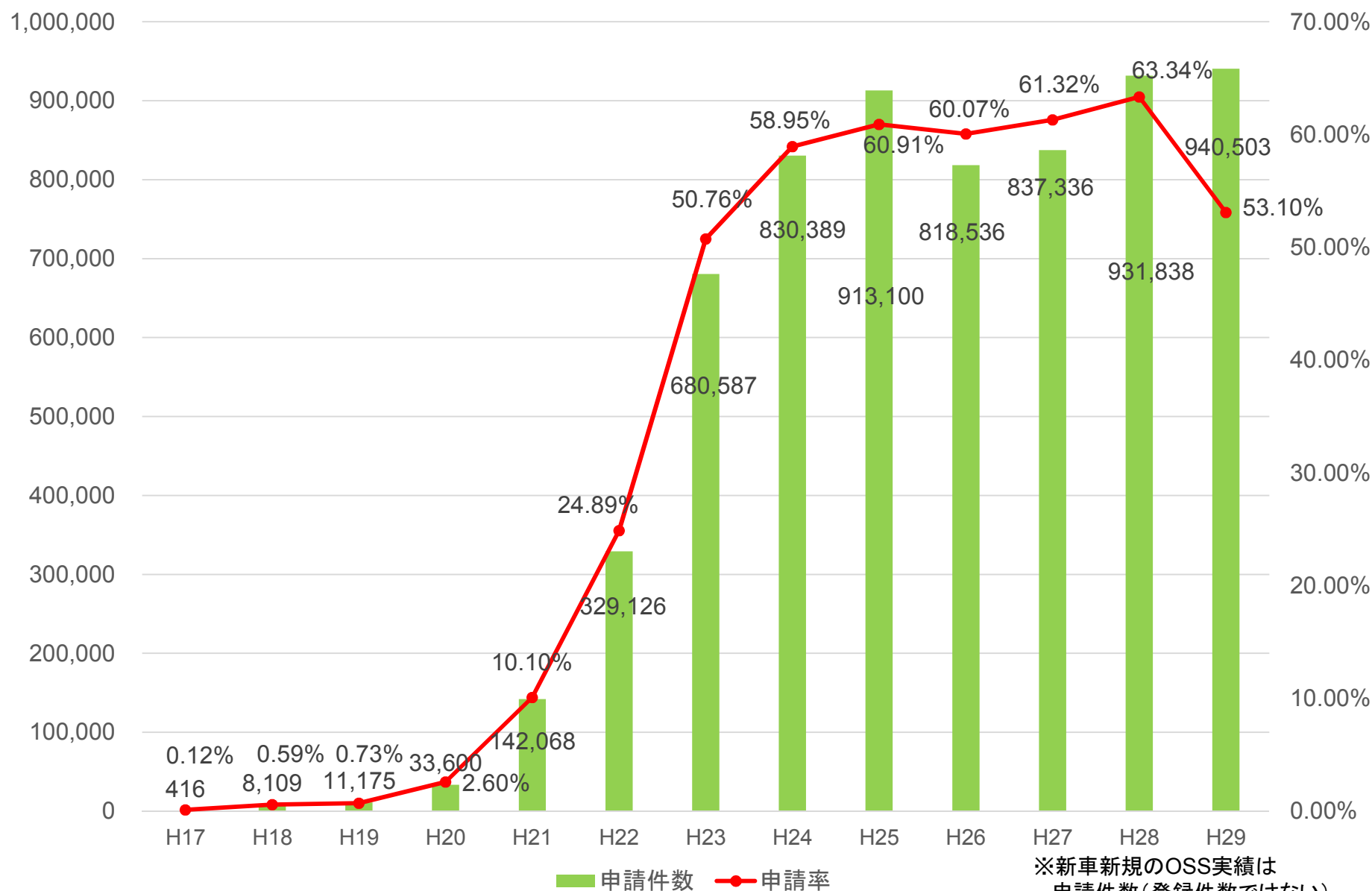
OSSの推進は政府のIT戦略においても重要な柱となっており、OSSの利用率の向上は不可欠。

※1 輸出・解体等へのOSS対象手続拡大は平成31年度を予定
 ※2 継続検査の件数:登録自動車に係る継続検査のうち指定整備工場経由のもの

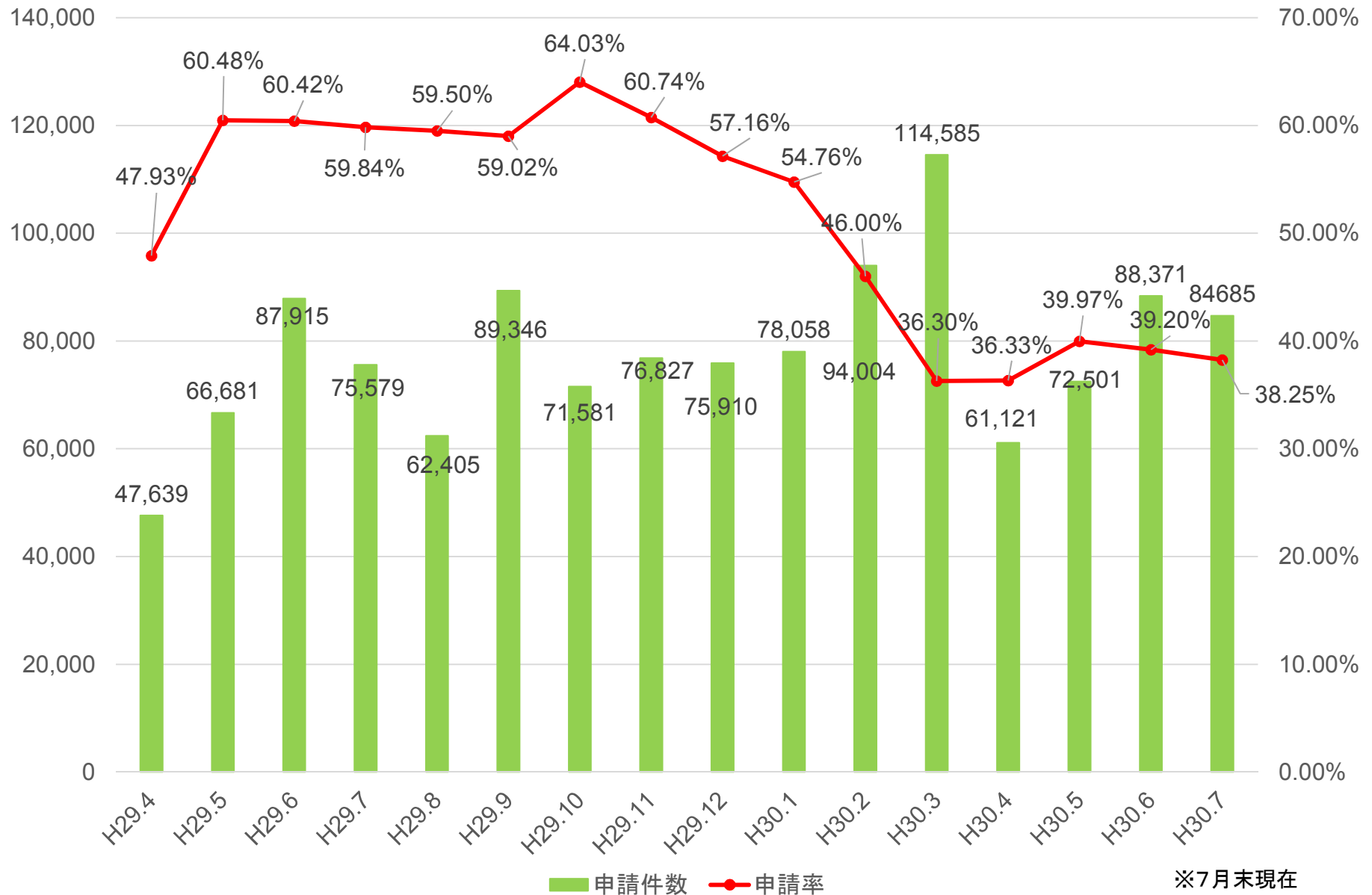
OSS対象地域の拡大

導入時期 \ 対象 手続	新車購入 (新車新規登録)	定期車検 (継続検査)	その他手続 (移転、変更、抹消等)
拡大前 (29年3月まで) 導入済み	岩手、茨城、群馬、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良 (11都府県)	-	-
29年度	北海道、秋田、福島、千葉、新潟、岐阜、和歌山、広島、島根、山口、佐賀、宮城、栃木、岡山、福岡、大分、鹿児島、沖縄 (18道県)	47 都道府県 ↓	北海道、岩手、秋田、宮城、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、広島、山口、福岡、大分、佐賀、鹿児島、沖縄 (25都道府県)
30年度 稼働済	福井、滋賀、青森、宮崎、熊本 (5県)		福井、滋賀、青森、宮崎、茨城、熊本 (6県)
30年度中 (予定)	富山、鳥取、愛媛、長崎 (4県)		群馬、富山、鳥取、島根、岡山、愛媛、長崎 (7県)
31年度以降 (予定)	山形、山梨、石川、三重、香川 (5県)		山形、山梨、石川、三重、香川 (5県)
未定	長野、京都、高知、徳島 (4県)	↓	長野、京都、高知、徳島 (4県)

新車新規OSS申請率(年度別・導入地域)

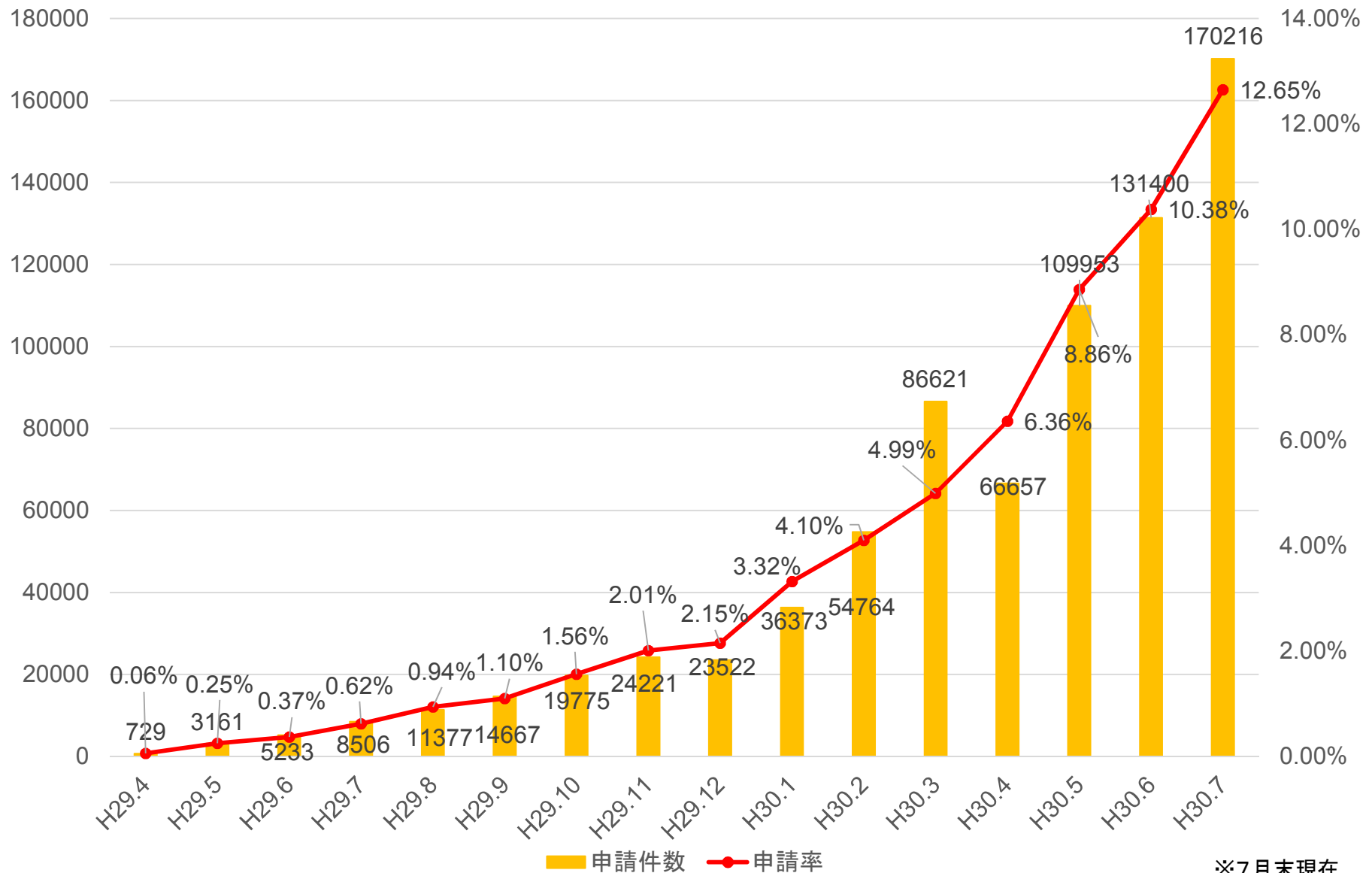


新車新規登録OSS申請状況(月別・導入地域)



※7月末現在

繼續檢查OSS申請狀況(月別・全国)



※7月末現在

自動車検査登録手数料改定の概要 (H30.4.1実施)

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）が平成17年度から新車新規登録において開始し、平成29年度より継続検査等に対象手続が拡大



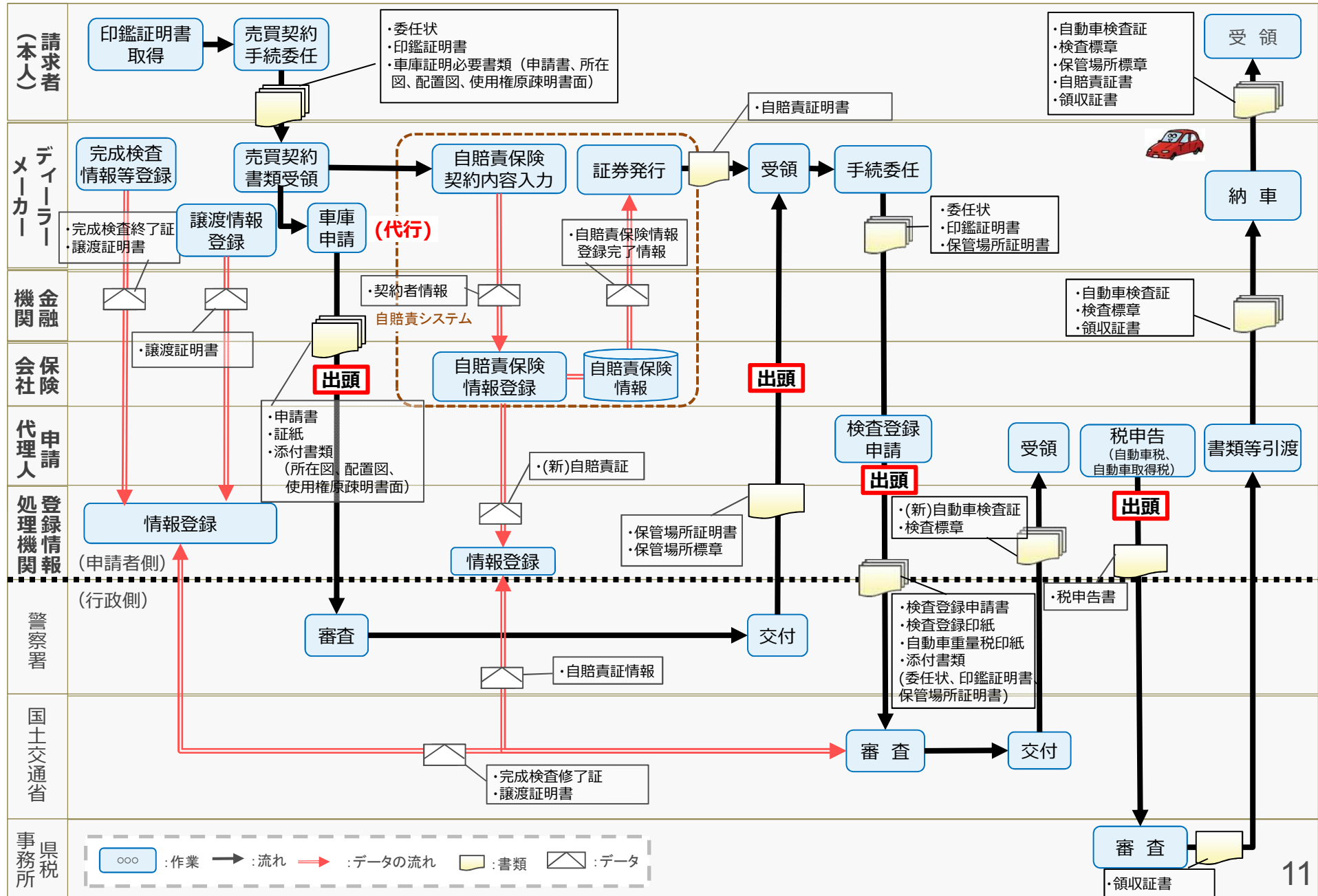
実際に利用件数の多いOSS対象手続について手数料を見直し平成30年1月閣議決定。同年4月1日より施行

改定の内容		登録		検査		合計	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
新車新規 検査登録	型式指定	700円	900円	1,100円	1,200円	1,800円	2,100円
	持込	700円	500円	400円	1,000円	1,100円	1,500円
継続検査	指定整備	非OSS	-	1,200円	1,200円	1,100円	1,200円
		電子保適	H30年度限定	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	OSS	-	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
	限定保適証	-	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
持込	-	400円	400円	400円	400円		

(※) OSS非対応の事業者によるOSS対応のための期間を確保する観点から、1年の経過措置として書面による申請のうち保安基準適合証を電子化したものの料金を据え置き

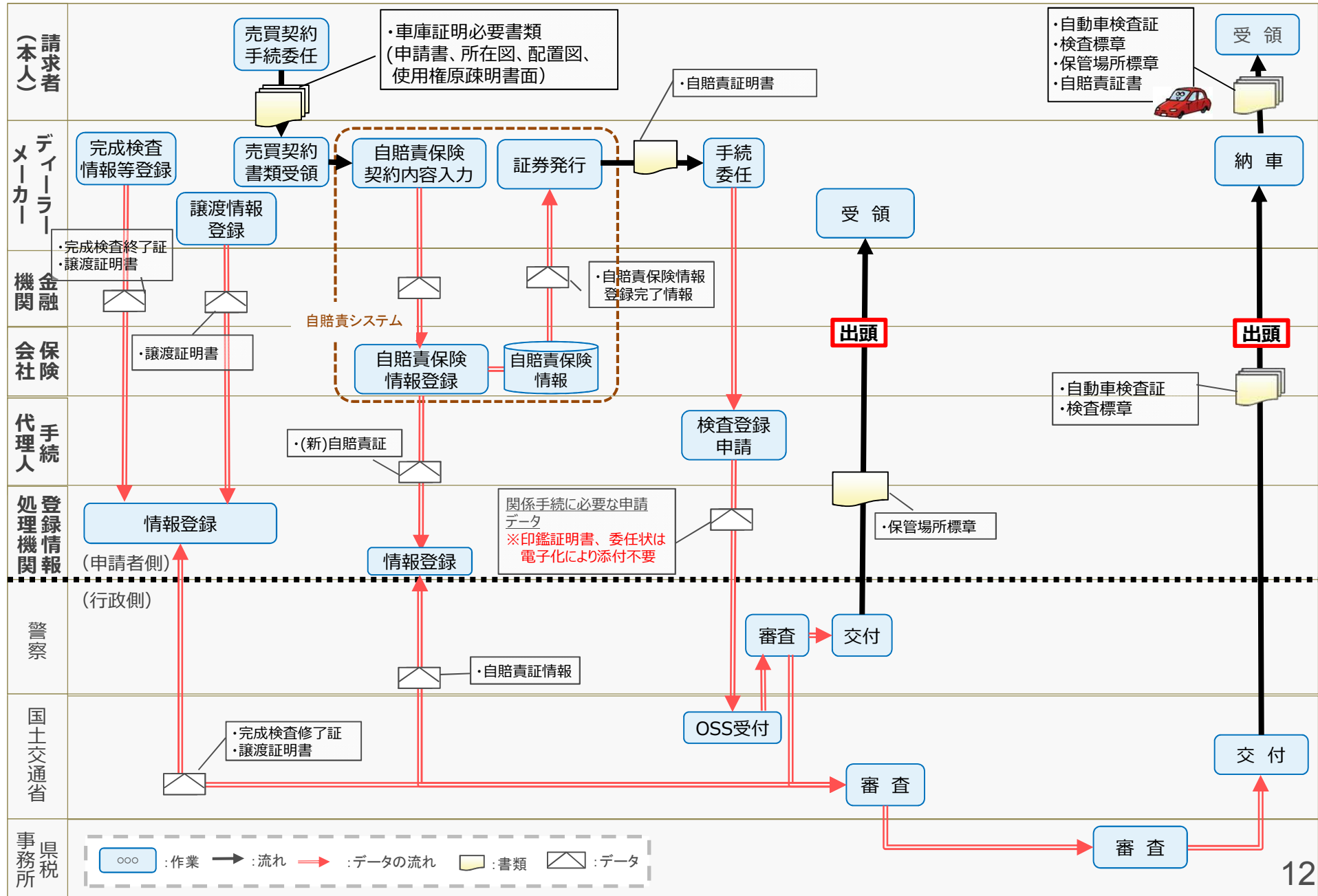
新車新規登録（型式指定車）申請に係る事務

窓口



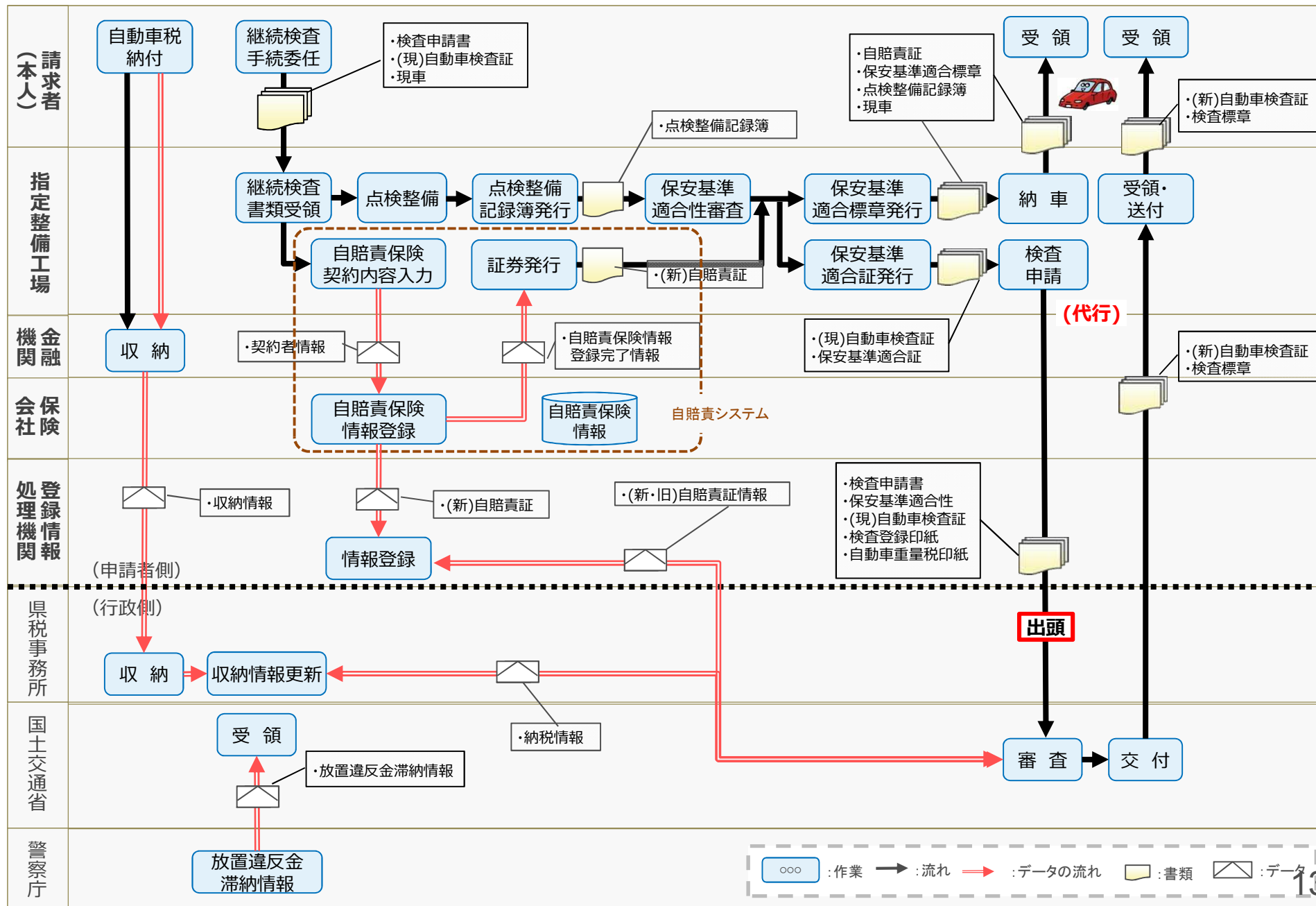
新車新規登録 (型式指定車) 申請に係る事務

OSS



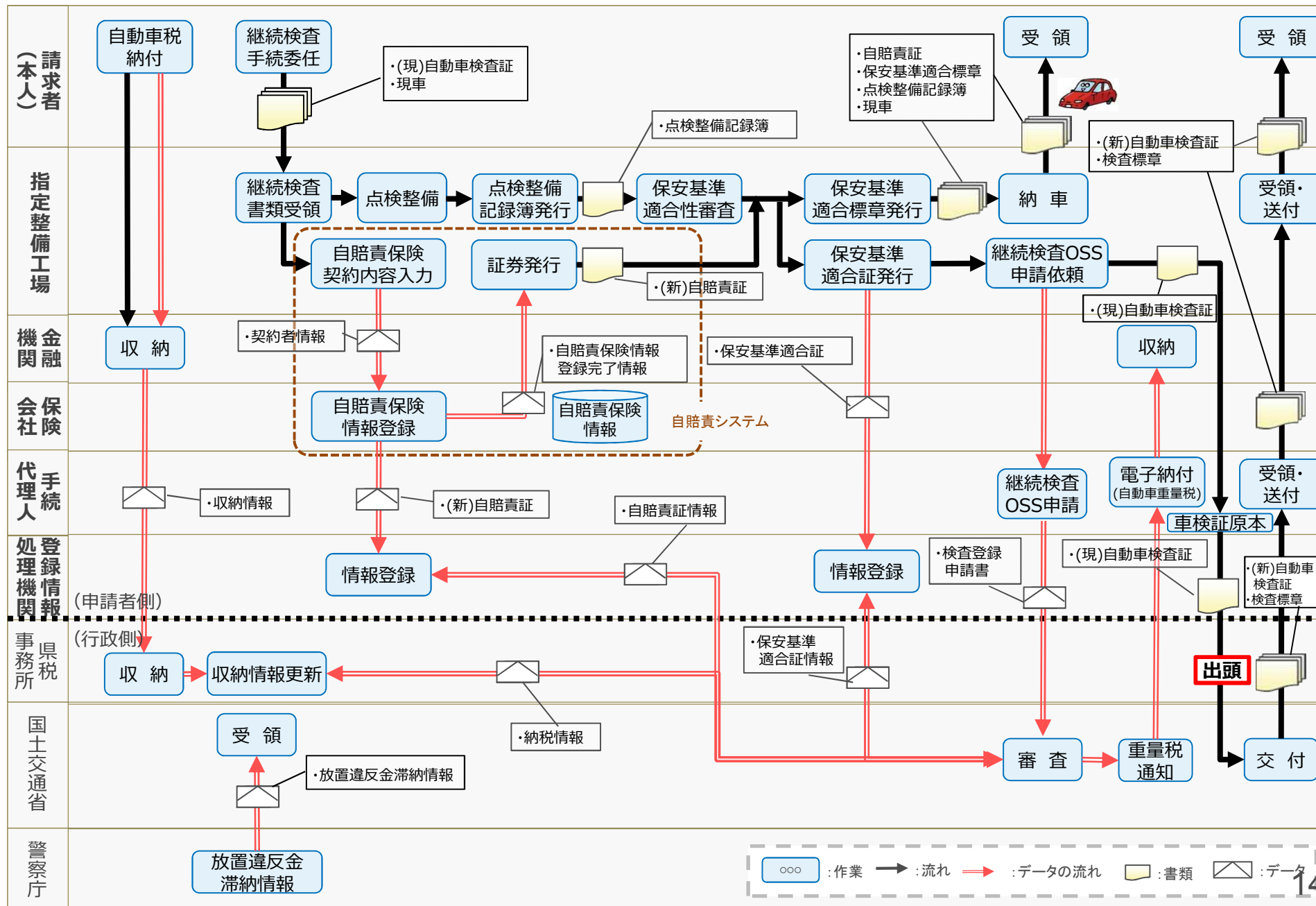
継続検査（現車提示不要）申請に係る事務

窓口

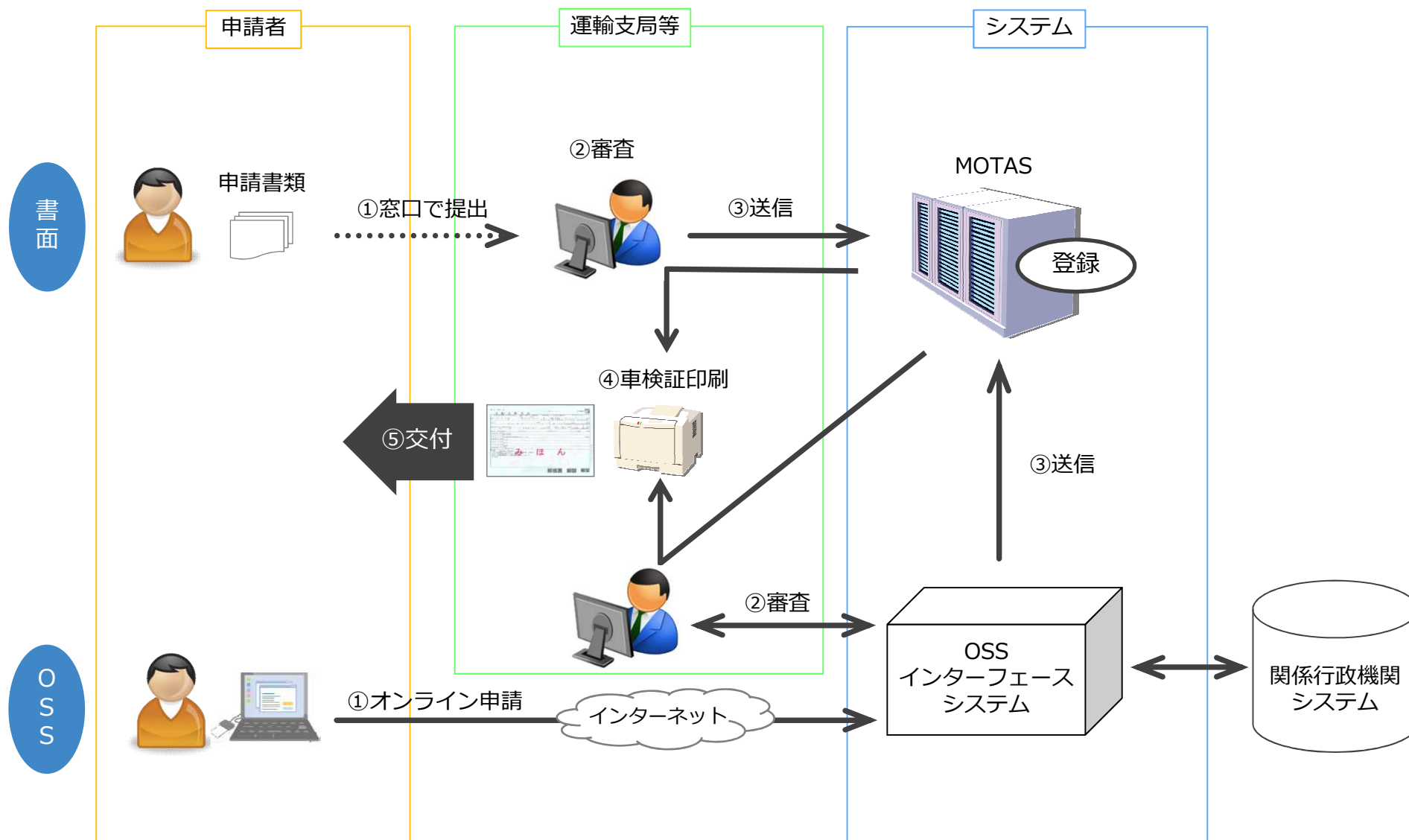


継続検査（現車提示不要）申請に係る事務

OSS



MOTAS・OSSのシステム概要



継続検査

平成31年1月から全国でOSSを開始

新車新規検査

平成31年9月から新車新規検査スタート

全手続が電子化されない中であっても利用を希望する地域についてサービス開始
(導入地域は平成30年9月目途に最終判断)

未来投資戦略2018概要

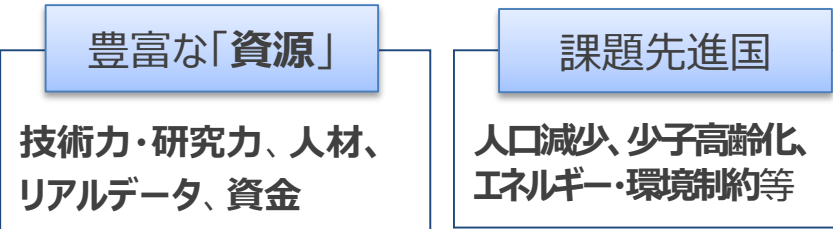
－ 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革 －

基本的な考え方

「デジタル革命」が世界の潮流

- ◇データ・人材の争奪戦
- ◇「データ覇権主義」の懸念
(一部の企業や国家がデータを独占)

日本の強みは



- ◇「Society 5.0」で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿を具体的に提示
- ◇従来型の制度・慣行や社会構造の改革を一気に進める仕組み

第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：Society 5.0

「生活」「産業」が変わる

- ①自動化**
 - ◇移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消
(自動運転、自動翻訳など)
- ②遠隔・リアルタイム化**
 - ◇地理的・時間的制約の克服による新サービス創出
(交通が不便でも最適な医療・教育を享受可能)

経済活動の「糧」が変わる

- ◇20世紀までの基盤「エネルギー」「ファイナンス」
→ブロックチェーンなどの技術革新で弱み克服
- ◇デジタル新時代の基盤良質な「リアルデータ」
→日本の最大の強みを活かすチャンス

「行政」「インフラ」が変わる

- ◇アナログ行政から決別
 - －行政サービスをデジタルで完結
 - －行政保有データのオープン化
- ◇インフラ管理コスト(設置・メンテナンス)の劇的改善
質の抜本的向上

「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

- ◇地域の利便性向上
活力向上
(自動走行、オンライン医療、IoT見守り)
- ◇町工場も世界とつながる
- ◇稼げる農林水産業
若者就農
- ◇中小企業ならではの多様な顧客ニーズへの対応

「人材」が変わる

- ◇単純作業や3K現場でAI・ロボットが肩代わり
- ◇キャリアアップした仕事のチャンス
- ◇ライフスタイル/ライフステージに応じた働き方の選択

今後の成長戦略推進の枠組

「産官協議会」

- －重点分野について設置
- －官民の叡智を結集

「目指すべき経済社会の絵姿」共有

- －実現に必要な施策等を来夏までに取りまとめ

変革を牽引する「フラッグシップ・プロジェクト(FP)」の選定・推進

- ①「FP2020」：アーリーハーベスト
- ②「FP2025」：本格的な社会変革

官民で資源(人材・資金面)を重点配分17

〔平成30年6月15日
閣議決定〕

第2 具体的施策

I. Society5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

〔3〕「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

i) 旗艦プロジェクトの推進

①個人向けワンストップサービスの実現

- ・個別手順のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。
- ・具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ来年度から、「介護」については本年度から、順次サービスを開始する。
- ・自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービス等との連携、軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組む。